

国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表六(二)付表三 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称	1		所在地	3			
国名又は地域名	2		主たる事業	4			
銀行等以外の内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細							
資本配賦原則法	総資産の帳簿価額の平均残高	5	リスク資産資本比率準法	円	円		
	総負債の帳簿価額の平均残高	6					
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	7					
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	8					
	国外事業所等帰属資本相当額 $((5) - (6)) \times \frac{(7)}{(8)}$ (マイナスの場合は0)	9					
				比較対象事業年度の状況	比較対象事業年度	20	： ：
				比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額		21	円
				比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		22	
				リスク資産資本比率 $\frac{(21)}{(22)}$		23	%
		国外事業所等帰属資本相当額 $(15) \times (23)$		24	円		
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高	10	簿価資産資本比率準法	円	円		
	総負債の帳簿価額の平均残高	11					
	事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額	12					
	事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	13					
	国外事業所等帰属資本相当額 $((10) - (11)) \times \frac{(12)}{(13)}$ (マイナスの場合は0)	14					
				比較対象事業年度の状況	比較対象事業年度	30	： ：
				比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額		31	円
				比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額		32	
				簿価資産資本比率 $\frac{(31)}{(32)}$		33	%
		国外事業所等帰属資本相当額 $(25) \times (33)$		34	円		
銀行等である内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細							
規制資本配賦法	規制上の自己資本の額	35	リスク資産規制資本比率準法	円	円		
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	36					
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	37					
	国外事業所等帰属資本相当額 $(35) \times \frac{(36)}{(37)}$	38					
	場合の危険勘案資産額を特例により算出した額	39					
	信用リスク額	39					
	(39)のうち貸出債権リスク額	40					
	$\frac{(39)}{(37)}$	41			%		
	$\frac{(40)}{(39)}$	42			%		
	国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額 (41) > 80%かつ(42) > 50%である場合 $(35) \times \frac{(43)}{(40)}$	43			円		
	44		円				
		比較対象事業年度の状況	比較対象事業年度	50	： ：		
		比較対象事業年度終了の時の規制上の自己資本の額		51	円		
		比率対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		52			
		リスク資産規制資本比率 $\frac{(51)}{(52)}$		53	%		
		国外事業所等帰属資本相当額 $(45) \times (53)$		54	円		

別表六（二）付表三の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人又は連結法人が令第141条の4第1項《国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子》に規定する国外事業所等に帰せられるべき資本の額を計算する場合に記載します。

なお、この明細書は、適用の対象となる国外事業所等（法第69条第4項第1号《外国税額の控除》に規定する国外事業所等をいいます。以下同じ。）ごとに作成し、連結法人については、適用の対象となる国外事業所等に係る各連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「総資産の帳簿価額の平均残高 5」又は「総資産の帳簿価額の平均残高 10」の各欄は、令第141条の4第3項第1号イ(1)に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

3 「総負債の帳簿価額の平均残高 6」又は「総負債の帳簿価額の平均残高 11」の各欄は、令第141条の4第3項第1号イ(2)に規定する総負債の帳簿価額

の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

4 「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 7」及び「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 8」、「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 15」、「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 36」、「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 37」又は「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 45」の各欄に記載した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

5 「規制上の自己資本の額 35」は、令第141条の4第3項1号ロに規定する規制上の自己資本の額を記載します。